

令和8年度介護職員等処遇改善加算の  
改定事項について（令和8年6月1日以降）

令和8年6月

大分市指導監査課

日頃から介護保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

本資料は令和8年度介護職員等処遇改善加算(以下、「処遇改善加算」という。)の改定事項概要をお示しするものであり主な改正点等を掲載しています。

制度改正の詳細については、厚生労働省ホームページや大分市ホームページにてご確認ください。

各事業者におかれましては、処遇改善加算の算定要件等を十分ご確認のうえ、適正な事業運営を行っていただくようよろしくお願いいたします。

**【大分市ホームページ掲載先】**

(<https://www.city.oita.oita.jp/o081/kenko/fukushi/r8syogukaizenkeikaku.html>)

大分市ホーム>健康・福祉・医療>介護・障がい者・福祉>介護保険>事業者の方へ  
>介護保険サービス等事業者の方へ>令和8年度介護職員等処遇改善加算の届出について

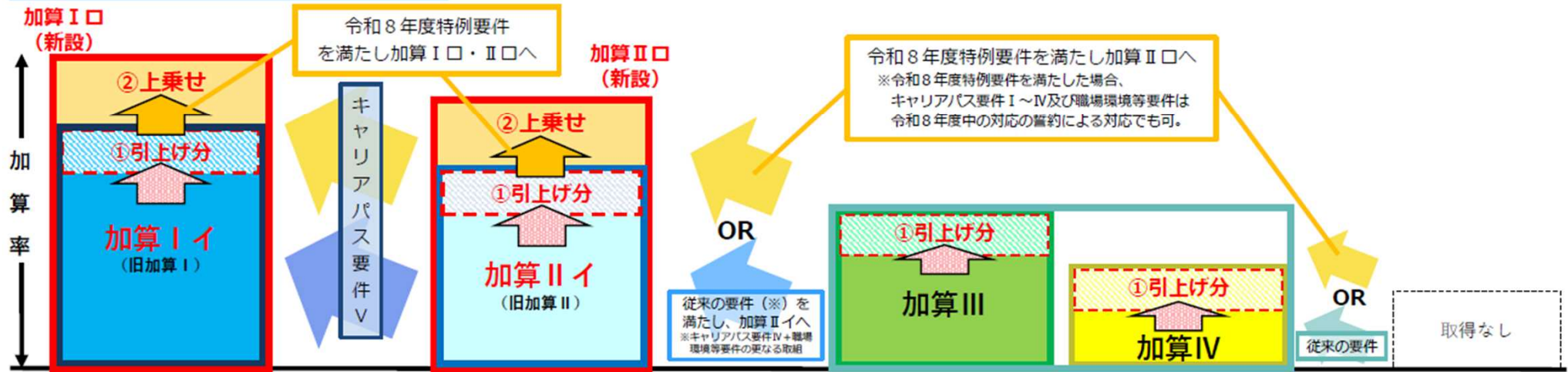


# 1. 処遇改善加算の拡充について

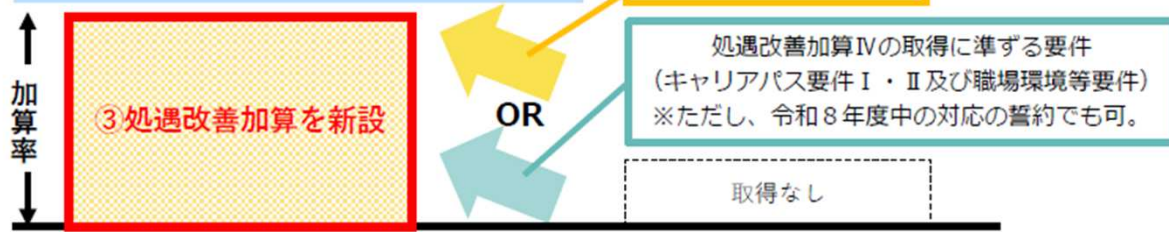
## 概要

- 介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。  
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。
- 具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
  - ①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
  - ②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
  - ③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

### 現行の処遇改善加算の対象サービス



### 新たに処遇改善加算の対象となるサービス (訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等)



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等  
→ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告

イ) 施設サービス等  
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告  
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、利用又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

## 1. 処遇改善加算の拡充について

## 加算率

| サービス区分                                | 介護職員等処遇改善加算     |       |       |       |       |       |
|---------------------------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                       | Ⅰ               |       | Ⅱ     |       | Ⅲ     | Ⅳ     |
|                                       | Ⅰイ              | Ⅰロ    | Ⅱイ    | Ⅱロ    |       |       |
| 訪問介護                                  | 27.0%           | 28.7% | 24.9% | 26.6% | 20.7% | 17.0% |
| 夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護            | 26.7%           | 27.8% | 24.6% | 25.7% | 20.4% | 16.7% |
| 訪問入浴介護★                               | 12.2%           | 13.3% | 11.6% | 12.7% | 10.1% | 8.5%  |
| 通所介護                                  | 11.1%           | 12.0% | 10.9% | 11.8% | 9.9%  | 8.3%  |
| 地域密着型通所介護                             | 11.7%           | 12.7% | 11.5% | 12.5% | 10.5% | 8.9%  |
| 通所リハビリテーション★                          | 10.3%           | 11.1% | 10.0% | 10.8% | 8.3%  | 7.0%  |
| 特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護         | 14.8%           | 15.9% | 14.2% | 15.3% | 13.0% | 10.8% |
| 認知症対応型通所介護★                           | 21.6%           | 23.6% | 20.9% | 22.9% | 18.5% | 15.7% |
| 小規模多機能型居宅介護★                          | 17.1%           | 18.6% | 16.8% | 18.3% | 15.6% | 12.8% |
| 看護小規模多機能型居宅介護                         | 16.8%           | 17.7% | 16.5% | 17.4% | 15.3% | 12.5% |
| 認知症対応型共同生活介護★                         | 21.0%           | 22.8% | 20.2% | 22.0% | 17.9% | 14.9% |
| 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★      | 16.3%           | 17.6% | 15.9% | 17.2% | 13.6% | 11.3% |
| 介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★          | 9.0%            | 9.7%  | 8.6%  | 9.3%  | 6.9%  | 5.9%  |
| 介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★ | 6.2%            | 6.6%  | 5.8%  | 6.2%  | 4.7%  | 4.0%  |
| サービス区分                                | 介護職員等処遇改善加算（新設） |       |       |       |       |       |
| 訪問看護★                                 |                 |       |       |       |       | 1.8%  |
| 訪問リハビリテーション★                          |                 |       |       |       |       | 1.5%  |
| 居宅介護支援・介護予防支援                         |                 |       |       |       |       | 2.1%  |

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。  
 ※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

# 1. 処遇改善加算の拡充について

## 取得要件

|                             | 未取得 | 加算Ⅳ  | 加算Ⅲ | 加算Ⅱ | 加算Ⅰ |
|-----------------------------|-----|--|-----|-----|-----|
|                             |     | ・賃金体系等の整備及び研修の実施等(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ)<br>・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分 |     |     |     |
| 職場環境の改善<br>(職場環境等要件)        |     | ○  | ○   | ◎   | ◎   |
| 昇給の仕組み<br>(キャリアパス要件Ⅲ)       |     |  | ○   | ○   | ○   |
| 改善後賃金年額440万円<br>(キャリアパス要件Ⅳ) |     |  |     | ○   | ○   |
| 経験・技能のある介護職員<br>(キャリアパス要件Ⅴ) |     |  |     |     | ○   |

**令和8年度特例要件**

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は  
令和8年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した  
事業者の介護職員分の  
**加算率を上乗せ**

注1) 新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件(キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件)又は令和8年度特例要件により算定可能。

※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和8年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注2) 令和8年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。

ア) 訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入(※)し、実績の報告を行う。

イ) 施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得(※)し、実績の報告を行う。

※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。

ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。

処遇改善加算の算定に当たっては、厚生労働省が示す「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A(第1版)」について(介護保険最新情報vol.1479)を十分に確認の上、適切に賃金改善を実施してください。

【大分市ホームページ掲載先】

(<https://www.city.oita.oita.jp/o081/kenko/fukushi/r8syogukaizenkeikaku.html>)

大分市ホーム>健康・福祉・医療>介護・障がい者・福祉>介護保険>事業者の方へ>介護保険サービス等事業者の方へ  
>令和8年度介護職員等処遇改善加算の届出について

賃金改善の実施に係る基本的な考え方の主な内容は以下のとおりです。

- 処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金の改善を実施しなければならない。
- 賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする項目を特定した上で行うものとする。  
この場合、特定した項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、基本給による賃金改善が望ましい。
- 過去の賃金改善の実績に関わらず、新たに増加した処遇改善加算の算定額に相当する介護職員その他の職員の賃金改善を新規に実施しなければならない。新規に実施する賃金改善は、ベースアップにより行うことを基本とする。
- 職種間の賃金配分については、介護職員、特に経験・技能のある介護職員の処遇改善が重要であることに留意しつつ、介護サービス事業者等の判断により、事業所内で柔軟な配分を認めることとする。  
ただし、一部の職員に加算を原資とする賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の事業所のみ賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行ってはならない。

### 3. 処遇改善加算の要件について

処遇改善加算の具体的要件については、以下および次のページ以降のとおりですが、サービス種別ごとに算定要件が異なりますので、該当ページを必ず確認するようにお願いします。

#### ●全サービス共通要件

##### 要件

- ・処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、大分市に届け出ていること。
- ・計画の期間中に実施する処遇改善の内容及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。
- ・処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ・事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を大分市に報告すること。
- ・算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法等の法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ・労働保険料の納付が適正に行われていること。

# 3. 処遇改善加算の要件について

- 対象サービス**・・・訪問介護、夜間対応型訪問介護  
 定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
 訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護  
 通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護

| 項目                             | 要件  | Iイ | Iロ | IIイ | IIロ | III | IV |
|--------------------------------|---|----|----|-----|-----|-----|----|
| ①月額賃金改善要件<br>(月給による賃金改善)       | 処遇改善加算(IV)を算定した場合に見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充当                           | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  |
| ②キャリアパス要件 I<br>(任用要件・賃金体系の整備等) | 任用の際の職位、職責、職務内容等の要件及び賃金体系を<br>書面で作成し、全ての介護職員に周知                                 | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  |
| ③キャリアパス要件 II<br>(研修の実施等)       | 資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、研修の実施又<br>は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知                             | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  |
| ④キャリアパス要件 III<br>(昇給の仕組みの整備等)  | 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕<br>組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組<br>みを書面で整備し、全ての介護職員に周知 | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | —  |
| ⑤キャリアパス要件 IV<br>(改善後の年額賃金要件)   | 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の<br>賃金の見込額が年額440万円以上                                 | ○  | ○  | ○   | ○   | —   | —  |
| ⑥キャリアパス要件 V<br>(介護福祉士等の配置要件)   | サービス提供体制強化加算(I)又は(II)を算定<br>※訪問介護は特定事業所加算(I)又は(II)を算定                           | ○  | ○  | —   | —   | —   | —  |
| ⑦職場環境等要件                       | 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上)  | —  | —  | —   | —   | ○   | ○  |
|                                | 区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上)  | ○  | ○  | ○   | ○   | —   | —  |
|                                | HP掲載等を通じた見える化(取組内容の具体的記載)   | ○  | ○  | ○   | ○   | —   | —  |
| ⑧令和8年度特例要件                     | 「ケアプランデータ連携システムを利用している」又は「社会<br>福祉連携推進法人に所属している」                                | —  | ○  | —   | ○   | —   | —  |

# 3. 処遇改善加算の要件について

- **対象サービス**・・・小規模多機能型居宅介護  
 看護小規模多機能型居宅介護  
 短期入所生活介護  
 短期入所療養介護

| 項目                             | 要件   | Iイ | Iロ | IIイ | IIロ | III | IV |
|--------------------------------|--|----|----|-----|-----|-----|----|
| ①月額賃金改善要件<br>(月給による賃金改善)       | 処遇改善加算(IV)を算定した場合に見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充当                          | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  |
| ②キャリアパス要件 I<br>(任用要件・賃金体系の整備等) | 任用の際の職位、職責、職務内容等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知                                    | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  |
| ③キャリアパス要件 II<br>(研修の実施等)       | 資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知                                | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  |
| ④キャリアパス要件 III<br>(昇給の仕組みの整備等)  | 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で整備し、全ての介護職員に周知        | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | —  |
| ⑤キャリアパス要件 IV<br>(改善後の月額賃金要件)   | 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額が月額440万円以上                                    | ○  | ○  | ○   | ○   | —   | —  |
| ⑥キャリアパス要件 V<br>(介護福祉士等の配置要件)   | サービス提供体制強化加算(I)又は(II)を算定<br>※短期入所生活介護および短期入所療養介護の場合、上記又は併設本施設が処遇改善加算(I)を届け出ている | ○  | ○  | —   | —   | —   | —  |
| ⑦職場環境等要件                       | 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上)   | —  | —  | —   | —   | ○   | ○  |
|                                | 区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上)   | ○  | ○  | ○   | ○   | —   | —  |
|                                | HP掲載等を通じた見える化(取組内容の具体的記載)  | ○  | ○  | ○   | ○   | —   | —  |
| ⑧令和8年度特例要件                     | 「ケアプランデータ連携システムを利用している」又は「生産性向上推進体制加算(I)又は(II)を算定している」又は「社会福祉連携推進法人に所属している」    | —  | ○  | —   | ○   | —   | —  |

# 3. 処遇改善加算の要件について

●**対象サービス**・・・特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護  
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設  
介護老人保健施設、介護医療院

| 項目                             | 要件   | Iイ | Iロ | IIイ | IIロ | III | IV |
|--------------------------------|--|----|----|-----|-----|-----|----|
| ①月額賃金改善要件<br>(月給による賃金改善)       | 処遇改善加算(IV)を算定した場合に見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充当  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  |
| ②キャリアパス要件 I<br>(任用要件・賃金体系の整備等) | 任用の際の職位、職責、職務内容等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  |
| ③キャリアパス要件 II<br>(研修の実施等)       | 資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | ○  |
| ④キャリアパス要件 III<br>(昇給の仕組みの整備等)  | 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを書面で整備し、全ての介護職員に周知  | ○  | ○  | ○   | ○   | ○   | —  |
| ⑤キャリアパス要件 IV<br>(改善後の年額賃金要件)   | 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上  | ○  | ○  | ○   | ○   | —   | —  |
| ⑥キャリアパス要件 V<br>(介護福祉士等の配置要件)   | サービス提供体制強化加算(I)又は(II)を算定<br>※特定施設入居者生活介護の場合、上記又は入居継続支援加算(I)もしくは(II)を算定<br>※(地域密着型)介護老人福祉施設の場合、上記又は日常生活継続支援加算(I)もしくは(II)を算定 | ○  | ○  | —   | —   | —   | —  |
| ⑦職場環境等要件                       | 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上)   | —  | —  | —   | —   | ○   | ○  |
|                                | 区分ごとに2以上の取組(生産性向上は3以上)   | ○  | ○  | ○   | ○   | —   | —  |
|                                | HP掲載等を通じた見える化(取組内容の具体的記載)  | ○  | ○  | ○   | ○   | —   | —  |
| ⑧令和8年度特例要件                     | 「生産性向上推進体制加算(I)又は(II)を算定している」又は「社会福祉連携推進法人に所属している」   | —  | ○  | —   | ○   | —   | —  |

# 3. 処遇改善加算の要件について

- 対象サービス・・・訪問看護  
訪問リハビリテーション  
居宅介護支援  
介護予防支援

| 項目                            | 要件  | A又はBを満たすこと |   |
|-------------------------------|---|------------|---|
|                               |   | A          | B |
| ①キャリアパス要件Ⅰ<br>(任用要件・賃金体系の整備等) | 任用の際の職位、職責、職務内容等の要件及び賃金体系を書面で作成し、全ての介護職員に周知           | —          | ○ |
| ②キャリアパス要件Ⅱ<br>(研修の実施等)        | 資質向上の支援に関する目標及び具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会の確保し、全ての介護職員に周知 | —          | ○ |
| ③職場環境等要件                      | 区分ごとに1以上の取組(生産性向上は2以上)                                | —          | ○ |
| ④令和8年度特例要件                    | 「ケアプランデータ連携システムを利用している」又は「社会福祉連携推進法人に所属している」          | ○          | — |